

議案第 27 号

日出町交通安全の保持に関する条例の廃止等について

日出町交通安全の保持に関する条例を廃止する等の条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 27 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町交通安全の保持に関する条例を廃止する等の条例

(日出町交通安全の保持に関する条例の廃止)

第 1 条 日出町交通安全の保持に関する条例(昭和 45 年日出町条例第 11 号)は、廃止する。

(日出町安全で住みよい街づくり条例の一部改正)

第 2 条 日出町安全で住みよい街づくり条例(平成 11 年日出町条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「推進する」の次に「とともに、交通安全指導を実施する」を加える。

第 2 条中「、町民」を「町民」に、「及び滞在する者」を「、滞在する者及び通過する者」に、「所在する土地・建物・商店・事業所等の所有者及び管理者(以下「事業者等」を「において事業活動を行う全ての者(以下「事業者」に改める。

第 3 条第 1 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 町民の交通安全の保持のための指導、誘導その他の交通安全指導に

関すること。

第5条（見出しを含む。）中「事業者等」を「事業者」に改める。

第8条を第9条とする。

第7条第1項中「交通死亡事故多発非常事態宣言」を「交通死亡事故等多発非常事態宣言」に改め、同条第2項中「交通死亡事故多発非常事態宣言」を「交通死亡事故等多発非常事態宣言」に改め、「教育活動」の次に「並びに交通安全指導」を加え、同条を第8条とする。

第6条中「(地域)」を「若しくは地域」に、「交通死亡事故防止対策」を「交通死亡事故等防止対策」に改め、同条を第7条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

（交通安全指導）

第6条 町長は、交通安全の保持のために、町民に対して必要な指導、誘導その他の交通安全指導を行うものとする。

2 前項の交通安全指導は、次に掲げる事項とする。

- （1） 園児、児童、生徒その他歩行者の安全通行のための指導又は誘導
- （2） 車両等の安全運行のための指導又は誘導
- （3） 交通安全意識の高揚を図るための広報啓発活動及び教育活動

3 前項各号に掲げるもののほか、町長は、関係機関等の要請に基づき、交通安全指導を行うことができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際交通指導員の職にある者は、第1条による廃止前の日出町交通安全の保持に関する条例（以下「旧交通安全条例」という。）第11条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日において、解嘱されるものとする。

- 3 前項の規定により解嘱された交通指導員に対しては、旧交通安全条例第 8 条及び第 9 条の規定の例により退職報奨金を支給する。

理 由

地方公務員法の改正に伴い、条例を整備したいので提出する。